

平成 2 9 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 3 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 29 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会  
(第 3 回) 議事録

1. 平成 29 年 12 月 21 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 山本 景	2 番議員 黒瀬 雄大
3 番議員 久保田 哲	4 番議員 友井 健二
5 番議員 新 雅人	6 番議員 中上 さち子
7 番議員 大矢 克巳	8 番議員 吉田 裕彦
9 番議員 森本 勉	10 番議員 島 弘一
11 番議員 長畑 浩則	12 番議員 小原 達朗

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 東 修平  
副管理者 黒田 実  
副管理者 林 有理  
四條畷市都市整備部長 二神 和則  
交野市環境部長 奥西 隆

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 亀澤 伸  
資源循環施設整備室長 竹村 修  
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹  
事務局次長兼資源循環施設整備室長代理 梅垣 信一  
総務課長 太田 広治  
管理課長 後藤 弘宣

1. 議事日程次のとおり

日程第 1	会議録署名議員指名
日程第 2	会期決定について
日程第 3 議案第 6 号	四條畷市交野市清掃施設組合廃棄物の搬入に関する条例の制定について
日程第 4 議案第 7 号	四條畷市交野市清掃施設組合公告式条例の全部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第 8 号	四條畷市交野市清掃施設組合職員定数条例の全部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第 9 号	四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について

日程第7 議案第10号 平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）について

日程第8 一般質問

(時に 14 時 00 分)

1. 議 長 (新 雅人君) みなさん、こんにちは。本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第 3 回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。ただ今から、平成 29 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 3 回を開会いたします。

開会にあたりまして、管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者 (東 修平君) 改めまして、皆さん、こんにちは。平成 29 年四條畷市交野市清掃施設組合議会第 3 回定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆さまにおかれましては、年末の何かとお忙しい中をご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日の定例会の案件と致しましては、四條畷市交野市清掃施設組合廃棄物の搬入に関する条例の制定を始めとした、条例に関する 4 議案及び、平成 29 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 2 号) の予算に関する議案をお願い申し上げます。

何卒、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の定例会終了後、少々お時間をいただきまして、新ごみ処理施設建設工事の進捗状況のご報告を申し上げたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

1. 議 長 (新 雅人君) ありがとうございます。それでは、次に事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長 (亀澤 伸君) それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます議員の出席状況につきまして、ご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。

去る 10 月 27 日には 9 月分の現金出納検査を、11 月 21 日には平成 29 年定期監査及び 10 月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。なお、監査、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、併せてご報告申し上げます。以上でご報告を終わらせていただきます。

1. 議 長 (新 雅人君) 議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 議 長 (新 雅人君) 日程第 1、会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により議長において指名申し上げます。11 番長畑議員、12 番小原議員を指名いたします。

1. 議 長 (新 雅人君) 日程第 2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成 29 年 12 月 21 日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 3 回における会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (新 雅人君) ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

1. 議 長（新 雅人君） 日程第3、議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合廃棄物の搬入に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第6号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） ただ今、議題となりました議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合廃棄物の搬入に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

四條畷市交野市清掃施設組合が設置、管理及び運営するごみ処理施設への廃棄物の搬入に関し、必要な規定を定めたく、本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（新 雅人君） 引き続きまして、議案第6号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） ただいま議題となりました、議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合廃棄物の搬入に関する条例の制定について、条例の内容のご説明を申し上げますので議案書をご覧ください。

まず第1条では、この条例の趣旨を規定しております。

第2条では、廃棄物処理法及び容器包装リサイクル法等に基づき、ごみ処理施設へ搬入することができる廃棄物を、第3条ではごみ処理施設へ搬入することができない廃棄物を定めております。

第4条では、ごみ処理施設へ廃棄物を搬入することができる者等についてを、裏面をご覧ください。第5条では、廃棄物をごみ処理施設へ搬入することができる日及び時間について定めております。

第6条では、ごみ処理施設へ搬入される廃棄物の検査等について定めております。

第7条では、ごみ処理施設へ搬入する車両の車幅等の基準を、第8条では賠償責任についてを定めております。

第9条では、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものと規定してございます。

附則におきましては、この条例の施行期日は規則で定めることを規定してございます。

また、計量カードの発行手続きに関し、必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることを規定してございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合廃棄物の搬入に関する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議 長（新 雅人君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（新 雅人君） 質疑なしと認めます。

1. 議 長（新 雅人君） これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（新 雅人君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号四條畷市交野市清

掃施設組合廃棄物の搬入に関する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって議案第6号四條畷市交野市清掃施設組合廃棄物の搬入に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議 長（新 雅人君） 日程第4、議案第7号四條畷市交野市清掃施設組合公告式条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第7号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） ただ今、議題となりました議案第7号四條畷市交野市清掃施設組合公告式条例の全部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第292条の規定において準用する同法第16条の規定に基づく、四條畷市交野市清掃施設組合の条例、規則等の公布の手續等の規定について、手續方法や条文についての整備を図りたく、本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（新 雅人君） 引き続きまして、議案第7号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） ただいま議題となりました、議案第7号四條畷市交野市清掃施設組合公告式条例の全部を改正する条例の制定について、条例の内容のご説明を申し上げます。

それでは議案書と参考資料の新旧対照表を併せてご覧頂きたいと存じます。

まず第1条では、この条例の趣旨を規定しております。

第2条では、条例の公布に関する手続きについて定めております。

第3条では、規則に関する運用の規定を、第4条では管理者の定める規程の公表に関する手続き等を定めております。

第5条では、組合の機関の定める規則や、規程で公表を要するものの準用等を、第6条では、施行期日の特例として、規則または組合の機関の定める規則、もしくは規程について、それぞれの当該規則または規程をもって施行期日を定めることができることを、定めております。

附則におきましては、この条例の施行期日として、公布の日から施行する旨を定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第7号四條畷市交野市清掃施設組合公告式条例の全部を改正する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議 長（新 雅人君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（新 雅人君） 質疑なしと認めます。

1. 議 長（新 雅人君） これより討論に入ります。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号四條畷市交野市清掃施設組合公告式条例の全部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって議案第7号四條畷市交野市清掃施設組合公告式条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（新 雅人君） 日程第5、議案第8号四條畷市交野市清掃施設組合職員定数条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第8号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管理者（東 修平君） ただ今、議題となりました議案第8号四條畷市交野市清掃施設組合職員定数条例の全部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第292条の規定において準用する同法第172条第3項の規定に基づく、四條畷市交野市清掃施設組合の職員の定数を定める規定について、条文の整備を図りたく、本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 引き続きまして、議案第8号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） ただいま議題となりました、議案第8号四條畷市交野市清掃施設組合職員定数条例の全部を改正する条例の制定について、条例の内容をご説明申し上げます。

それでは議案書と参考資料の新旧対照表を併せてご覧頂きたいと存じます。

まず第1条では、職員の定義を規定しております。

第2条では、事務局の職員の定数を37人と定めております。

附則におきましては、この条例の施行期日として、公布の日から施行する旨を定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第8号四條畷市交野市清掃施設組合職員定数条例の全部を改正する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） 質疑なしと認めます。

1. 議長（新 雅人君） これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第8号四條畷市交野市清掃施設組合職員定数条例の全部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議 長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって議案第8号の四條畷市交野市清掃施設組合職員定数条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議 長（新 雅人君） 日程第6、議案第9号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたします。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第9号についての提案理由の説明をいただきます。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） ただ今、議題となりました議案第9号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備を図るほか、国家公務員の育児休業制度において、育児休業に係る子が保育所等に入所できない場合について、所要の措置が講じられたことから、これに準じた改正を行いたく、本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（新 雅人君） 引き続きまして、議案第9号についての内容説明をいただきます。事務局局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） ただいま議題となりました、議案第9号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書と参考資料の新旧対照表をご覧頂きたいと存じます。なお、内容の説明は参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、参考資料の6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の2中、児童福祉法から引用する条項である「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に改め、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改めようとするものでございます。

次に、国家公務員の育児休業制度に係る改正として、第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えようとするものでございます。

次に、第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えようとするものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。次に、第11条第7号中「別居したこと」の次に、「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが当面その実施が行われないこと」を加えようとするものでございます。

附則についてご説明を申し上げますので、議案書にお戻りいただきたいと思います。

附則では、この条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。



以上、誠に簡単ではございますが、議案第9号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第9号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって議案第9号四條畷市交野市清掃施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（新 雅人君） 日程第7、議案第10号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第10号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） ただいま議題となりました議案第10号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが補正予算書をご覧いただきたいと存じます。まず1ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,456万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6,808万7,000円としようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして事項別明細書でご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入でございますが（款）分担金及び負担金（項）分担金（目）清掃施設組合分担金でございますが、補正前の額16億5,884万7,000円から3,456万1,000円を減額補正し、16億2,428万6,000円としようとするものでございます。四條畷市でございますが1,566万3,000円の減額、交野市でございますが1,889万8,000円の減額となっております。

次に8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございますが、（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費でございますが、補正前の額1億4,761万1,000円に9万3,000円を増額補正し、1億4,770万4,000円としようとするものでございます。その内容でございますが、給料及び職員手当等につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によるもので、給料で6万3,000円、職員手当等で37万4,000円を増額しようとするものでございます。共済費につきましては、給与改定に係る分や、共済組合費の負担率の変更、標準報酬月額の見込みの差異により、共

済費で34万4,000円を減額しようとするものでございます。

次に、(款)衛生費(項)清掃費(目)ごみ処理費でございますが、補正前の額4億8,462万2,000円から、403万6,000円を減額補正し、4億8,058万6,000円としようとするものでございます。その内容でございますが、給料及び職員手当等につきましては、総務費と同様に人事院勧告に伴う給与改定によるものや、職員1名が就職辞退となったことに伴うもので、給料で233万5,000円、職員手当等で2万9,000円を減額しようとするものでございます。共済費につきましては、総務費と同様に給与改定に係る分や、共済組合費の負担率、標準報酬月額当初との見込みとの差や、職員1名が就職辞退となったことに伴うもので、共済費で167万2,000円を減額しようとするものでございます。(款)(項)(目)予備費でございますが、補正前の額3,161万8,000円から3,061万8,000円を減額補正し、100万円としようとするものでございます。これは、老朽化する現有施設で突発的な工事が発生した時に対応できるよう計上しておりましたが、現在は新ごみ処理施設の試運転稼動となっており、現有施設で今後工事は行うことがなくなったことにより、減額するものでございます。

なお、10ページ以降は給与費明細書となっておりますが、ご説明は省略させていただきます。以上、誠に簡単ではございますが、議案第10号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

1. 議長(新 雅人君) 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。
1. 1番議員(山本 景君) はい。
1. 議長(新 雅人君) 山本議員。
1. 1番議員(山本 景君) 補正予算12ページ、13ページのところで、給与改定、これ職員手当の制度改正に伴う増額が行われておりますが、たぶん人事院勧告を元にしており、あくまで人事院勧告でございまして、なぜ、今後、新焼却施設の稼動によって多額の分担金の支払いが生じる本組合において、その人勧どおりに給与及び職員手当の増額を行うのか、その根拠、理由をお聞かせください。
1. 議長(新 雅人君) 奥田次長。
1. 事務局次長(奥田浩樹君) 本組合の給与条例につきましては、四條畷市の給与条例を準用するというふうに現在なっております。これにつきまして、四條畷市の方で給与条例の改正の議会で可決されており、それに準じて組合の方も支給するというので、今回補正予算を上程させていただいた次第でございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。
1. 議長(新 雅人君) 以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はございませんか。
1. 1番議員(山本 景君) はい。
1. 議長(新 雅人君) 山本議員。
1. 1番議員(山本 景君) 先ほど申した人勧に従うとはいえ、今の、今後の特に分担金が増額される中での、こういった給与改定及び制度改正に伴う増額のところは認められるものではないと考えますので、反対します。

1. 議長（新 雅人君） 他に討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議長（新 雅人君） これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第 10 号平成 29 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
1. 議長（新 雅人君） 起立多数であります。よって議案第 10 号平成 29 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）については、可決されました。
1. 議長（新 雅人君） 日程第 8、一般質問を行ないます。質問者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。なお、申し合わせにより、質問者の質問時間は 15 分以内となっております。ただ今から順次質問を許可いたします。1 番山本議員。
1. 1 番議員（山本 景君） 私につきましては、皆さまに配布されている通告の様式の 1 から 6 に従いまして、順番通り通告に従いまして質問をいたします。  
新ごみ処理場の建設にあたり、新しい私市の処理場の建設にあたりまして、交野市側は交野市で、四條畷市側は四條畷市にて一定、地元への何らかの対策はされたと聞いておりますが、それぞれの市のルールについては本組合議会に関わることはありませんので割愛をいたしますが、これまで生駒市側にてどのような地元対策が検討されて、その後、当初検討された地元の対策、これその後どうなったのか、まずお伺いをいたします。
1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。
1. 局長（亀澤 伸君） 生駒市北部地域の地域対策におきましては、組合及び両市で対応をしており、当初、新ごみ処理施設の熱源を利用した温浴施設を建設することとしておりましたが、10 月の組合議会においてご答弁しておりますように、温浴施設につきましては、余熱利用の観点で踏まえた確保ができない状況や、新ごみ処理施設の試運転が間近に迫っている状況などに鑑み、組合及び両市で様々な観点で協議を経て、温浴施設を見直し、それに代わる地域還元策を検討することとなったものであります。
1. 議長（新 雅人君） 1 番山本議員。
1. 1 番議員（山本 景君） 温浴施設のその後の経過については答弁の通りだと思いますけども、今後どうされるのかなというのが大変気になるころであると、私は考えます。そもそも今回のごみ処理施設については、最新の技術を用いてるものであって、周辺環境に影響を与えるものではないでしょうし、影響を与えるものであってはならないと私は考えます。従いまして、そういった性質である以上、改めて地元対策いらないんじゃないかと、あくまで私個人の意見ですけど、そのように考えておりますが、そうした中、解決の方法として温浴施設がなくなって、新たとなると、場合によっては金銭に基づく解決方法も考えられるかなと思いますが、その金銭解決について組合として、どのように考えているのか、組合の今の考え方についてお伺いをいたします。
1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。
1. 局長（亀澤 伸君） 行政区域外である生駒市北部地域への地域還元策につきましては、審議会を設置し、答申を受けたところであり、現在、生駒市北部地域環境保全等協議会と交渉中でありますことから、ご答弁については控えさせていただきます。
1. 議長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 協議の相手先もあることから、答えられない、そこは大変納得のいく話だなど私はそのように思っております。ただですね、この金銭でどうこうって話になってくると、じゃこの金額をどう算定するのかっていう話になってくるんですけど、我が国の法的に算定方法っていうのは別に、何か法律のどこかに書いてるとかそんなんはないものと私は理解しており、どのように算定されるのかなと私は気を揉んでいるのですが、あとは組合がどのように考えているのか、教えてもらえますようお願いいたします。

1. 議 長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 局 長（亀澤 伸君） 先ほどもご答弁しておりますように、現在、生駒市北部地域環境保全等協議会と交渉中でありますことから、ご答弁は控えさせていただきます。

1. 議 長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） なかなか答弁してもらえないのでちょっと聞き方を変えまして、我が国の地方自治法、始めから最後まで全部読んでも、こういう補償金に関して書いてるかっていうと、書いてないんです。そこで支払うとなると、そもそもその支払った金額が妥当かどうかっていう話、必ずなると思うんです。適法かどうか。そういう話に、私なると思うんですが、そもそもそういった算定方法まで定めがないのに、もし支払うとなると適法だ、妥当だと言えるのかどうか大変疑問に考えるのですが、その点に関しての考えをお伺いをいたします。

1. 議 長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 局 長（亀澤 伸君） 先ほどからご答弁させていただいておりますように、現在、生駒市北部地域環境保全等協議会と交渉中でありますことから、答弁については控えさせていただきます。

1. 議 長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 理事者の立場、大変よく理解をしている次第でございます。やはり議会として言うことは言わないといけないと思っているので、ただこういうやり方も私、あると思うんです。金銭を支払うと、ただ金額いくらと明確に言うことできないと思うんです。言ったとしても、裁判所の判断がないとなかなか明確にいくらと言えないから、逆に生駒市の地元の方から、調停をやってもらうとか、もしくはこれまでの地元対策の協議ができないから、それをもって裁判所に提訴を求めるとか、そんなやり方もあると。それだったら住民監査請求とか訴訟のリスクではないものと私は考えますが、そういったやり方についてどのように組合として考えているのかお伺いをいたします。

1. 議 長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 局 長（亀澤 伸君） 先程来、答弁しておりますように、現在、生駒市北部地域環境保全等協議会と交渉中でありますことから、ご答弁は控えさせていただきます。

1. 議 長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） なかなかこの金銭に関しては答えられないということなので、話、完全に変えまして、あくまで一般論としての質問をさせていただきます。四條畷市交野市清掃施設組合のこの事務、公金を出したと。これ別にこの本件じゃないですよ、公金を出したと。結果としてある市民の方から違法である、もしくは不当であるとして、監査請求、それが棄却されて訴訟がされたと。もし施設組合が敗訴したと、仮の話ですけど一般論として、そうなった場合、制度上、誰が責任を負うことになるのか。その点をお伺いをいたします。

1. 議 長（新 雅人君） 亀澤局長。  
1. 局 長（亀澤 伸君） あくまで一般的な事象であり、様々な諸事情を加味しない場合は、基本的には管理者になると認識しております。

1. 議 長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 今回の答弁、あくまでも金銭解決の話じゃないんですけど、組合だったら管理者になります。市町村だったらこれ市長になります。で、公金を支出することに関して、違法・不当であるということが確定した場合はこれ、職員とかではなくて承認した議会や議員とかではなくて、これは管理者ないしは市長の個人的責任になってしまいます。

今回、これまで温浴施設だったら誰でも利用できることから、一定広域性があるというふうに理解がされて、監査請求は訴訟の対象になるものではないと、私はそのように考えますが、たまたまこれが金銭解決になるとどうなるか、金銭がたとえ、別途審議会や協議会、そういったところを経たとしても、そこにいるのはあくまで個人であったり仮に弁護士であったとしても、判断するのは裁判官じゃないんです。そこで仮に金額を出したからと言ってそれが妥当なのか適法なのかよく分からないです。監査請求や訴訟をしなければ、その金額が正しいかどうかよく分からないです。

そしてまた本市は、私、地元交野市ですけど、過去に動物霊園の訴訟を巡って、監査請求、訴訟がなされて、土地代はともかく営業しないところに営業補償を出したことに限っては、監査請求、訴訟がなされて、市長個人が約 1 億 8,000 万円の支払いを求められて、払いきれずに最近に至っては預金口座、年金の預金口座から 370 万円を差し押さえられたと、そういった事象も発生しております。もし仮に支払って、当時の管理者がそういう判断を下したのであれば、場合によったら監査請求、訴訟となり、場合によっては判決にもよりませけれども、個人で支払いを求められる。そういった極めてリスクな事であることから、こういった地元協議、いろいろあつて話できないというのは大変理解はできることでありますけれども、少なくとも金銭解決については違法性、そして妥当性が極めて低いと言わざるを得ないので、今回あえてこういった形にて一般質問にて質問させてもらった次第でございます。あくまで参考ではございます。参考にしてもらえたら幸いです。以上になります。

1. 議 長（新 雅人君） これにて山本議員の一般質問を終結します。

1. 議 長（新 雅人君） これにて本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

1. 議 長（新 雅人君） 閉会にあたりまして、管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） 第 3 回の定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は四條畷市交野市清掃施設組合廃棄物の搬入に関する条例の制定を始めとした条例の制定に関する 4 議案と、平成 29 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）についてご審議をいただき、ご可決賜り誠にありがとうございました。改めて厚く御礼申し上げます。

さてこれからの年末年始に掛けましては、両市からのごみ搬入量が増加する時期でございますが、試運転期間ではありますけれども、本組合といたしましても、市民生活に支障が生じないよう万全の体制をもって対応してまいり所存でございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

また、新ごみ処理施設建設工事の進捗状況につきましては、この後ご報告を申し上げますが、建

設工事につきましては外構工事等の一部を除き、概ね完成しており、試運転については9月からごみを搬入して処理を行っており、施設引き渡しに向けて順調であると伺っております。併せまして、施設稼働後の環境保全に関する各地区との協定につきましては、この12月に四條畷市田原地区および交野市妙見東地区と、それぞれ協定を締結いたしました。他の地域につきましても来年2月の本格稼働までに協定が締結できるよう、引き続き協議を行ってまいります所存でございます。

最後にみなさまには、年の瀬を迎え、何かとお忙しい時期となり、また寒さが一層厳しくなる季節となりますことから、どうかくれぐれもお体にご留意いただき、ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えいただきますよう、お祈り申し上げまして、簡単ではございますが閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

1. 議長（新 雅人君） 以上をもちまして、平成29年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第3回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

（時に14時41分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 29 年 12 月 21 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

新 雅 人

四條畷市交野市清掃施設組合議員

長 畑 浩 則

四條畷市交野市清掃施設組合議員

小 原 達 朗